

地域力連携拠点は 地域資源の活用や農商工連携 をサポートしています

■ 地域資源活用事業とは

中小企業地域資源活用促進法に基づき、地域資源（①地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物や鉱工業品②地域の特産物である鉱工業品の生産に係る技術③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの）を活用して行なわれる新商品の開発、生産又は需要の開拓及び新サービスの開発、提供又は需要の開拓に関する事業活動をいう。

■ 農商工連携とは

中小企業者と農林漁業者が共同で行なう新たな商品やサービスの開発等に係る計画について国が認定を行い、この計画に基づく事業に対し、補助金、政府系金融機関による融資、信用保証の特例等の支援を行うことにより、農林漁業と商工業等の産業間連携を強化して地域経済を活性化する取組みをいう。

■ 支援対象となる事業者

以下に該当する方が対象になります。

- ①中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づき、経済産業大臣から「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けようとする者
- ②中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づき、「農商工等連携事業計画」の認定を受けようとする者

■ 地域資源活用事業認定に基づく支援内容

- 補助金：地域資源活用売れる商品づくり支援事業
- 融資：政府系金融機関による低利融資制度
- 信用保証：信用保証の特例、食品流通構造改善促進機構による債務保証等
- その他：設備投資減税、中小企業投資育成株式会社の特例

■ 農商工連携支援事業認定の基づく支援内容

- 補助金：連携体構築支援事業（法認定不要）、事業化・市場化支援事業
- 融資：政府系金融機関による融資制度、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
- 信用保証：信用保証の特例、食品流通構造改善促進法の特例
- その他：設備投資減税

■ 地域資源活用促進法と農商工等連携促進法

地域産業資源促進法

- ① 都道府県が指定する地域資源を活用して、新商品・新サービスの展開を行なう事業について、計画を策定し国の認定を取得した場合、前述したような支援措置が講じられます。
- ② 申請については、地域力連携拠点（本会に設置）やハンズオン支援事務局（中小企業基盤整備機構支部に設置）が主体的に対応します。

⇒法認定を取得するには

- ① 地域資源の新たな活用の視点の提示が必要です。
品質、機能又は効用が従来の商品や役務とは異なっているなど、地域資源の活用について新たな発想（従来品との差別化）が見られることが必要となります。
- ② 市場性があり、域外での需要開拓の可能性が高いものであることが必要です。
売上見込みが既存売上高の5%程度以上の売上となることが必要となります。

農商工等連携促進法

- ① 中小企業者の方と農林漁業者の方が、共同して新商品・新サービスの展開を行う事業について計画を策定し、国の認定を取得した場合、前述したような支援措置が講じられます。
- ② 申請については、地域力連携拠点（本会に設置）やハンズオン支援事務局（中小企業基盤整備機構支部に設置）が主体的に対応します。

⇒法認定を取得するには

- ① 中小企業者と農林漁業者が共同で実施する事業であることが前提です。
- ② 両者が一体となって事業に参画し、それぞれの経営資源（設備、技術、知識、ノウハウ）を有効に活用することが必要です。
- ③ 計画見込み
既存売上高が5年間で5%程度増加、付加価値額が5年間で5%以上向上することが必要となります。（付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費）

■ 詳細は

地域力連携拠点

千葉県中小企業団体中央会
連携支援部経営支援課
〒260-0026
千葉市中央区千葉港4-2
Tel. 043-306-3282

地域活性化支援に関する最新・詳細情報は

<http://www.smrj.go.jp/noshoko/>

農商工連携施策に関する最新・詳細情報は

<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html>